

株式会社イワクラ

社会・健康・安全方針書

株式会社イワクラは、社会、健康、および安全への方針を下記の通り定め、遵守並びに実施致します。

- 1) 従業員の結社の自由及び団体交渉の権利を保障する。すなわち、下記事項を含む。
 - ・従業員による労働者団体への加盟や団体交渉への参加を労働契約で禁止しない。
 - ・当社の代表者と従業員の接触を認める。
 - ・解雇に関する透明性のある手順を定める。
 - ・法で要求された又は認められた場合において、法的に認められた労働者団体の代表者との交渉をするための手順を明確に定める。
- 2) 強制労働を課すことを禁止する。
- 3) 就業に関する最低年齢制限を遵守する。
- 4) 採用、昇進、労働の割り当て、解雇に関する就業の平等性を遵守する。
- 5) 職業上の健康および安全を確保し、その文書化と報告を行う。
- 6) 安全衛生に関する計画を定める。